

○財務省告示第二十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十二月二十二日に発行した割引短期国債
 の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位	償還期限
割引短期国庫債券（第三百四十 三回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五條第 一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 の振替法と同一の規定の振 替を替法として、その規 定を受けけるものとし、その 適用を受けるものとする。	日本銀行による乗換えのため の引受け	額面金額で二兆七百二十七億四 千万円	千円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の記載又は記録によるものと する。	平成十五年十二月二十二日	額面金額百円につき九十九円九 角八銭六厘	平成十六年十二月二十日 ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に 償還金を支払う。

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額
成 本 面
十 銀 金
五 行 額
年 百
十 円
二 につ
月 き
二 百
十 円
日